

船舶事故調査報告書

平成27年1月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成26年4月14日（月） 11時30分ごろ
発生場所	島根県松江市竹島北岸 松江市所在の美保関灯台から真方位290° 3,300m付近 （概位 北緯35° 34.7′ 東経133° 17.5′）
事故調査の経過	平成26年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 千竜丸、4.74トン SN3-16073（漁船登録番号）、個人所有 9.70m（Lr）×2.35m×0.95m、FRP ディーゼル機関、169.00kW、昭和56年1月17日 第272-23539号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年3月15日 免許証交付日 平成25年5月2日 （平成30年5月1日まで有効） 釣り客A 女性
死傷者等	軽傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長が、竹島北岸に瀬渡しを行った釣り客Bから風が強くなってきたので迎えに来てくれるようにとの連絡を平成26年4月14日11時00分ごろ受け、釣り客A及び釣り客Bを迎えに行くため、松江市軽尾港の係留地を出発した。 船長は、竹島北岸に着き、操縦区画中央に立って操船し、機関を適宜前後進に入れた後、船首部を岩場に押し付けた状態で機関を中立運転とした。 釣り客Aは、船長の乗船可能という言葉聞き、左手でハンドレールを掴み、次に右手でハンドレールを掴もうとしたところ、左舷方からの波によって本船が後ろに下がったので、身体のバランスを崩し、11時30分ごろ本船の左舷船首付近から海に転落した。

	<p>釣り客Bは、釣り客Aの背後に立って乗船を待っていたところ、釣り客Aが海に転落したので同人を岩場に助け上げた。</p> <p>船長は、釣り客A及び釣り客Bを乗船させた後、軽尾港まで戻り、釣り客Aを船長の自動車に乗せて船長の自宅まで戻り、釣り客Bは、釣り客Bの自動車を運転して船長の自宅に向かった。</p> <p>釣り客Bは、釣り客Aが負傷しているので釣り客Bの自動車に乗せ、鳥取県境港市の病院に運び、釣り客Aの診察中に海上保安庁に事故の通報を行った。</p> <p>船長は、釣り客Bからの連絡を受けて、同病院に向かった。</p> <p>釣り客Aは、18日に別の病院で診察を受け、腰部打撲傷、頸椎捻挫と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期、波高 約1m</p>
その他の事項	<p>本船は、船首の先端下部に防舷材としてタイヤが取り付けられ、船首槍出し部の両舷側にハンドレールが設置されていた。</p> <p>船長は、瀬渡しの実験が豊富であり、竹島北岸付近での瀬渡しも数多く行っていた。</p> <p>船長は、平成25年12月1日に交付された、平成30年12月31日まで有効の、「遊漁船業務主任者講習会受講修了証明書」を受用していた。</p> <p>船長は、前日及び当日の天気予報で、海上警報、気象警報及び注意報が発表されていないことを確認していた。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、共に磯ジャケットの上下、磯靴、磯用手袋、ヒップガード及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、瀬渡し船の乗船経験が200回以上あったが、本船への乗船は初めてであった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、竹島北岸において、船首部を岩場に押し付けて瀬渡し作業中、釣り客Aが、船首部付近の岩場から本船に乗り込もうとして左手でハンドレールを掴み、次に右手でハンドレールを掴もうとしたところ、左舷方からの波を受けて本船が後ろに下がったことから、身体のバランスを崩し、海に転落して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、竹島北岸において、船首部を岩場に押し付けて瀬渡し作業中、釣り客Aが、船首部付近の岩場から本船に乗り込もうとして左手でハンドレールを掴み、次に右手でハンドレールを掴もうとしたところ、左舷方からの波を受けて本船が後ろに下がったため、身体のバランスを崩し、海に転落したことにより発生したものと考え</p>

	られる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・瀬渡船の船長は、船首檣出し部から乗船する釣り客に対し、マイクを使用するなどして、乗船開始の連絡や注意喚起を確実に行うこと。